

独占禁止懇話会第 181 回会合議事録

1．日時 平成 20 年 11 月 11 日（火）13：30～15：30

2．場所 公正取引委員会大会議室

3．出席者

【会員】根岸会長，井手会員，内田会員，翁会員，榎野会員，神田会員，児玉会員，斎藤会員，高橋会員，萩原会員，村上会員，山崎会員，レイク会員

【公正取引委員会】竹島委員長，山田委員，濱崎委員，後藤委員，神垣委員

【公正取引委員会事務総局】松山事務総長，寺川首席審判官，鵜瀬官房総括審議官，相関官房審議官（国際担当），齋藤官房審議官（経済取引担当），舟橋経済取引局長，中島取引部長，山本審査局長

4．議題

（１）東アジアの競争法の整備状況

（２）運輸分野における適用除外制度の見直し状況

（３）消費者取引及び下請取引の適正化への取組

5．議事

根岸会長 定刻となりましたので本日の独占禁止懇話会を始めさせていただきます。本日は議題が三つあります。1 番目は東アジアの競争法の整備状況，2 番目が運輸分野における適用除外制度の見直し状況，3 番目が消費者取引及び下請取引の適正化への取組であります。この三つにつきまして公正取引委員会から御説明を受けまして，会員の皆様の御意見をいただくということを予定しています。

本日の議論に入る前に御報告ということですが，懇話会の会員でいらっしゃいました全国中小企業団体中央会の北原直（すなお）会員が本年 7 月にお亡くなりになったということでございます。ここに謹んで御冥福をお祈りしたいと思います。北原会員の後を受けて新たに会員になられた方を御紹介いたします。

全国中小企業団体中央会常務理事の山崎克也様であります。よろしくお願いいたします。

山崎会員 山崎でございます。よろしくお願いいたします。

根岸会長 ありがとうございます。また，事務総局においても 6 月末の人事異動によって交代なさった方もいらっしゃいますので，事務総局から御紹介いただきます。よろしくお願いいたします。

舟橋経済取引局長 経済取引局長を 6 月に拝命しました舟橋でございます。独禁法制や企業結合規制などを担当しています。よろしくお願いいたします。私から引き続き 5 名の紹介をさせていただきます。まず事務総長の松山です。官房総括審議官の鵜瀬です。官房審議官（国際担当）の相関です。取引部長の中島です。審査局長

の山本です。以上でございます。

根岸会長 ありがとうございます。それでは早速、最初の議題の東アジアの競争法の整備状況の議事に入ります。それでは関連国際担当官房審議官から御説明をお願いします。

関連官房審議官（国際担当） それでは東アジアにおける競争法の整備状況ということでお手元にいろいろな資料を配ってある中で、右上に独禁懇 181-1 と書いてある資料に基づきまして御説明いたします。

東アジアにおける競争法の整備状況を今回なぜ御説明させていただくかということですが、申し上げるまでもなく経済的にいえば、日本は中国が最大の貿易相手国であるということに表れていますように、東アジアとのつながりが非常に強いわけですが、そのような中で最近、東アジア諸国で競争法の整備が進んでいます。特に中国につきまして今年の 8 月から新たな競争法が施行されることになりましたので、そのあたりの状況、あるいは公正取引委員会との関係、その辺について御紹介したいと思います。

まず、東アジアにおける競争法は各国どういう整備状況になっているかということですが、資料 1 ページ目に表があります。日本が 1947 年（昭和 22 年）に独占禁止法を制定したと最初に書いてありますが、各国においてその表にあるような形で次々に競争法が制定されています。国によっては、いわゆる包括的な競争法ということだけでなく、例えば部分的に独占企業の高価格といったものを規制するための法律が別にあたりしたわけですが、一般的にいわゆる競争法と呼ばれるものは、そこに出ているものになります。

我が国が最初で、その後韓国あるいは台湾といったところが独占禁止法を制定していきまして、その後、1990 年代以降、かなり急速に制定されるようになりました。1997 年にいわゆる東アジアの通貨危機があった中で、例えばインドネシアあるいはタイといったところは IMF 等から融資を受けるに当たって、国内での経済法制の整備の一環として競争法の制定も条件に融資が認められるというようなこともありまして、1990 年代の後半以降、例えばインドネシアなどで競争法が制定される動きがありました。

その後、ベトナムや中国など、いわゆる旧社会主義国が市場経済を導入していった中で、競争法を制定していかなければうまくいかないということで、競争法が制定されるという流れになっています。また、現在、そこに書いてありますが、マレーシア、フィリピン、香港、カンボジアといったところでも競争法の制定に向けた検討が行われているという状況であります。

各国の状況がどうなっているかにつきましては、別紙 1 として資料 6 ページから 10 ページにかけて各国の状況について表の形で付けておりますので、細かく見ていただければと思います。国によってはいわゆる競争法の中で例えばマルチ商

法を併せて規制する国もあるなど、多少の差異が無いわけではありませんが、基本的には規制している内容は各国ほとんど同じです。ただ、違反行為に対して刑事罰といったものを規定している国はあまり無く、行政的な制裁を加える国であってもリエンシー制度を導入している国は少ないという状況がありますが、実体的にはさほど異なっていません。

ただ、運用という面で申しますと、国別の状況を御覧いただければわかりますが、かなり活発に運用がなされている韓国、台湾、インドネシアというところもあれば、実際のところ運用がなされていない国もあります。

また元に戻りまして1ページの下の方ですが、東アジアで競争法の制定が行われるに当たり、公正取引委員会がどのように関わっているかということを示しています。関わり方は大きく分けて二つございまして、一つは多国間の枠組を使う、もう一つは公正取引委員会と他の国との二国間での取組というものです。

2ページに(イ)として東アジア競争政策カンファレンスがあります。多国間の枠組として公正取引委員会がリーダーシップをとって、2004年以降、各国当局のトップとの会合(東アジア競争政策トップ会合)を行うことにより、意見交換を行っていく、あるいは競争政策についての認識を深めていく、あるいはカンファレンスも公正取引委員会がリーダーシップをとって開催していくといった形で、より理解を深めていって、競争政策の唱導を深めていくという流れがございます。

また、(ウ)としてAPEC競争政策・競争法グループがございます。APECは東アジアだけではなく大洋州、米国等も入っていますが、ここでも競争政策のグループでは公正取引委員会が議長として中心になって、この地域でのトレーニングをやっていくという形で関与しております。

こういった多国間の関係のほかに二国間の取組がございます。一つは技術協力ということでトレーニングを行う。詳しくは11ページ、12ページ以下に書かれていますように、外国の担当者を日本に呼んで一般的な途上国向けの研修、あるいは特定の国向けということで中国向け、あるいはインドネシア向けといった国別の研修を行います。そのほか、12ページにありますが具体的に事案に対する助言のほかに、例えばガイドライン策定に当たってアドバイスしたり、研修の在り方についてアドバイスしたりするという形で、公正取引委員会の職員を現地の当局に長期的に派遣する形での取組を行っています。

また、2ページの(イ)にあります経済連携協定についてですが、例えばアメリカ、EU、カナダとの間では独占禁止法のみを対象とした協力協定がありますが、そうではなくいわゆる経済連携協定として、例えば関税の撤廃、経済取引の円滑化といったことを内容とした経済連携協定の中に競争政策に関する協力の内容を入れて、実際にはアメリカなどとの協定と同じような内容のものにも取り組むということを行っています。

また、3 ページにあるように、韓国との間では、毎年定期的にトップレベルでの意見交換を行っているところです。

次に、中国の独占禁止法の制定ということで述べたいと思います。詳しくは資料 13 ページ以下に概要がございます。先ほど申し上げましたように中国では今年の 8 月 1 日から新たな包括的競争法が施行されましたが、この法律の施行以前にも、1990 年代以降不正競争防止法、価格法という競争法関連法規が既に制定されています。

例えば、不正競争防止法では、日本の不正競争防止法と同じようにコピー商品の規制、営業機密の侵害に対する規制が行われている中で、例えば原価割れ販売、拘束条件付取引、談合の規制が行われています。また、価格法という法律の中では価格関係の価格カルテル、不当廉売、差別対価などが規制されていたりといった規定がありました。それらをいわばまとめる形での法律を作っていこうということで検討が行われていましたが、それが昨年制定され、今年施行されました。

今年 8 月 1 日からの施行で、正直なところ、まだ運用の実績は全然ありません。しかも運用に当たってのガイドラインも出されていないので、解釈はどういった形になっているのか、あるいは運用がどうなっていくのかということについては現時点では必ずしも十分明らかではないということです。

まず、こういった機関が運用を行っていくかにつきましては 14 ページに執行機関ということで書かれています。実際に競争法の運用に当たっては商務部、国家発展改革委員会、国家工商行政管理総局という三つの機関が執行を行っています。商務部が企業結合、国家発展改革委員会が価格に関するカルテルあるいは支配的地位の濫用、国家工商行政管理総局が価格以外のものを行っていく。いわば行為によって縦割りで執行の機関が定められているところです。したがって、それらの間で当然のことながら運用に当たっての調整を行っていく必要がありますので、その上に調整を行う機関として国务院独占禁止委員会というものが設置されています。ただ、そうは申しましてこの委員会というのは、トップは副総理に当たる方がやられていまして調整機関的な役割ということで、実際の執行は商務部等が行っています。

次に法律の概要ですが、内容として対象となる行為は大きく三つあります。一つは独占的協定です。大きく二つに分けると、競争業者間でのカルテル、縦の取引先との間での再販売価格の固定が独占的協定として一つ規制されています。

もう一つは市場支配的地位の濫用です。市場の中で支配的な地位にある者がその地位を濫用する。不当な高価格も含め、例えば原価割れの販売、あるいは抱き合わせ販売等をするということについて規制しています。

3 番目に企業結合に対して規制が行われています。

市場支配的地位につきましては 16 ページにありますが、基本的にはマーケット

シェアによってその地位の推定が行われます。それは単に推定が行われるということで、実際には市場の状況等によって認定されていきます。

また「企業結合」につきましては16ページ(ウ)に書いてありますが、基本的には競争制限的な内容のものを行ってはいけないということですが、以前この法律ができる前は届出——16ページから17ページにかけて届出の規定等がありますけれども、以前は外国の企業が中国の企業を買収するといった場合のみがいわゆる外資規制的に対象になっていただけですが、今回の法律で国内企業同士の結合を含めた規制が行われることになっています。

この企業結合に関しましては、17ページの下(エ)で外国資本による企業結合に触れております。ここで何を言っているかと申しますと、外国企業が国内企業を買収する際に、国家の安全にかかわる場合には国家の関連規定に基づいて、別途国家安全審査を実施しなければならないと規定されています。この規定をとらえて外国企業に対して差別的な運用がなされるのではないかという声も聞かれます。このような規定が競争法の中にあること自体珍しいですけれども、競争法以外の例えば外為法のような法律で別途規定されるということが一般的に行われています。実際には国家の安全審査のときにどのようなことが考慮されるのか、それは今後の様子を見ていかない限りは何とも言えないと思います。

さらに別の話として、中国の独占禁止法のうち我が国の独占禁止法に無い部分として17ページの一番下から18ページにかけて行政権力の濫用による競争の排除及び制限があります。言うまでもなく日本の独占禁止法であれば事業者の行為が対象です。行政機関であっても事業者としての行為でなければもちろん対象にならないわけですが、中国の場合はこの規定の中で、従来、地方政府が地域の特定の事業者のみを優遇する、あるいはガス会社がガス器具を特定の指定した企業から購入させるといった形で、行政機関あるいは国有企業による行為について競争制限的な行為が行われていたという状況が見られました。そのため、こういった行政機関による競争制限的な行為、あるいは単に事業者としての行為だけでなく、いわゆる許認可行政的なこと自体について、あるいは(カ)にある競争排除、又は制限する内容を含む規制を制定すること自体を禁止するというので、行政行為そのものについても規定の対象としています。

ただ、このような規定というのは我が国には無いわけですが、ロシア、モンゴルといった元々社会主義国家の競争法ではこういう規定があるということで、中国もそのような規定をまねているということかと思います。

18ページ(5)以下に法執行の手續がございます。まず調査の権限ということが書いてありますが、調査の権限についてはこの新しい競争法で強化されました。従来は立入検査、証拠物の押収などはできませんでしたが、今回の法律ではできるようになっています。

また違反があった場合、どういう措置が採られるかが、19 ページに表として挙げてあります。措置としては、刑事罰は無いということで、基本的には行政的な制裁金が違反事業者の前年度の売上高の 1 %から 10%までの間にかかります。あとはそれ以外に違法所得について、それとは別に没収されます。不当利得の部分を没収するということになっております。ただ制裁金がどのような計算法で計算されるのかということについては、まだ公表されていないという状況です。

その後、例えば執行機関の決定に対して不服があった場合の手続はどうか。日本のような審判制度ではなく、企業結合の場合とそれ以外の場合とで異なりますが、企業結合の場合には行政不服審査、その後で行政訴訟、それ以外の決定の場合は行政不服審査の申立て、あるいは行政訴訟のどちらかを選べるということになっております。

また 20 ページには、それ以外に民事責任ということで私訴も行うことができるということも規定されています。

またいわゆるリニエンシーということで違反があった場合の自主申告についても規定されていますが、どのような場合に実際は与えられるのかというようなことについての詳しい基準も現時点では公表されていません。

このような状況で、結局のところ日本と何が違うのかというと、規定的に言えば、中国の規定はどちらかというと E U 型で、日本でいうところの不公正な取引方法というのではなく、支配的地位の濫用行為が規制の対象になっている。また、規制対象として行政機関の行為も一部対象になる部分があります。そういう点が実体規定の面で違いますし、手続的にいえば日本と違って刑事罰が無いということが違いとしていえるかと思います。いずれにしても運用の実績がまだ無いということですので、こういった形なのかは今後見ていかない限りは分からないということかと思います。

ということでございまして、公正取引委員会は従来アメリカ、E U との関係が非常に強かったわけですが、今後、東アジア地区とも同様に関係を築いていきたいと考えています。国によってはまだ競争法の整備が行われていないところもありますし、法律はあるけれども運用は十分でないところ、あるいは中国のようにガイドライン的なものも十分できていないところもありますので、今後とも公正取引委員会として協力していきたいということでございます。

とりあえず説明は以上です。

根岸会長 ありがとうございます。それでは「東アジア諸国における競争法の整備状況」についてお話しいただきましたので、御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

いつも司会者がしゃべって恐縮ですけれども、この間、日本経済法学会という学会がありまして、そのときに中国人の会員の方がおりまして、中国の独占禁止

法についての報告がなされました。日本で行うから、ある種、おべんちゃらで言ったのかも分かりませんが、それを聞いておりましたら、法律の内容は先ほど御紹介いただきましたように、EC競争法あるいはドイツの競争制限防止法をモデルにしているように見えるということでした。しかし実際の解釈・運用においてはアジア、要するに日本の解釈・運用状況が最も参考になるというお話でして、その意味では法律を制定することに対する援助のみならず、実際の運用状況というのもこれらのアジア諸国は日本の状況を常にウォッチして参考にしていると思われます。

台湾も最終的には競争法だけではありませんけれども、法律の執行・運用については日本を相当参考にしているということをよく聞きます。そういう意味では、このような取組のほかに、今後日本の独占禁止法の解釈・運用あるいはガイドラインの制定等も相当大きな影響を及ぼすのではないかと思います。

村上会員 私はいつも同じことを話しているので多少くどいと言われるかもしれませんが、アジアの競争法を見て何が教訓になるのかというと、間違いなく言えることは2点あると思います。

専ら手続の話ですが、どの国の競争法であっても制裁として上限金額を定めた裁量型の行政制裁金というのを入れています。それは日本の公正取引委員会よりはるかに弱体である競争当局を持っている国であってさえ、裁量型の行政制裁金制度を持ち、それをある程度は使っているということなので、日本でも是非そういうものを導入することを積極的に考えるべきであろうかと思います。

第2点目は中国もそうですけれども、最近できた競争法の行政手続についてはすべてまず事前通知があって、その後に事前の行政聴聞があり、排除措置命令を下し、不服のある者は裁判所に取消訴訟を行うという基本的な流れ、そういう形の取消訴訟型の行政手続を採用しているというのが現実になります。今は手続の見直しの話が始まっているので、そういう点は参考にすべきだと思いますし、参考にしていいいのではないかと個人的には思っています。意見になります。

内田会員 我々の仕事に関連して日本の企業等が中国でいろいろビジネス展開する場合に、中国の独占禁止法がどう運用されるかには非常に関心が高いところです。特に法律自体は欧米型のものができていますが、実際に執行とか運用の際に、先ほど根岸先生が指摘されたように、組織、執行がどのようになるかとか、運用のためのガイドラインとか細則的なものがどういうふうになっていくか非常に高い関心を持っています。

具体的には、一つは国際水準に従ったきちんとした競争政策が運用されるかということで、恣意的に運用されたり、競争という観点から離れた運用をされるということが危惧されるところで、この辺がガイドライン等その他でしっかり正しい方向に行ってほしいなということを考えています。ほかはデュープロセスとか

透明性とか、手続的なところでしっかり事業者の権利が保障された中で手続が進められることが実現できるようになればと思います。

今までの公正取引委員会の取組については非常に積極的にやられているという御紹介がありましたが、特に今後中国の独占禁止政策が具体化していくときに、中国に対して公正取引委員会としてこういう支援をするとか協力をするというような具体的な動きがあるようであれば、御紹介いただければと思います。

根岸会長 もし具体的な動きがありましたらお願いします。

相關官房審議官（国際担当） 具体的な支援として基本的に今までと同じような形かと思いますが、一つはトレーニング方式ということで現在 11 月になってから中国の担当者の方を日本に呼んで、いま研修している最中です。これまではどういう法律を作るべきかといった形での援助を行ってきました。法律ができた以上は、例えばどのように運用していくべきか、あるいはガイドラインというものをどう作っていったらいいか。そういったところを中心に今回は研修を行っていくということです。とりあえずスケジュールとしては今年度そういうことを行うということで実行しています。来年度以降のことについてははっきり決まっていますが、方向としては運用面で公正取引委員会としてアドバイスできる点を行っていきたいと思っております。

根岸会長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

司会の権限を超えてしまいましたが、内容自体はいつも村上先生とは違いますが、村上先生がおっしゃったのは、今は日本がある意味でリーダーシップをとっているいろんなことをアドバイスするという状況ですね。しかし、これらの国は新しいがゆえに、ある意味で後発の利益というのがあって、既に行っているものをすぐ取り入れることができる。そういう意味では、単に教授するとか助言するだけではなくて、学ぶこともあるだろうと思います。

今日は韓国の話はありませんでしたが、韓国も当初は日本の法律をそのまま受け入れ、運用もガイドラインも似たようなものが出来上がっていったと思います。しかし、今日では相当独り立ちをされて、ひょっとすると日本が学ばなければいけないこともあるのではないかと私は思います。そのような意味で今後、東アジアとの相互交流、相互作用ということに非常に注目しているところでございます。

よろしいですか。もしまたこのテーマについて御意見・御質問等がありましたら戻っていただいて一向に構いませんが、次のテーマに移ります。

それでは 2 番目のテーマ運輸分野における適用除外制度の見直し状況について、東出調整課長に御説明をお願いします。

東出調整課長 経済取引局調整課長の東出でございます。よろしくお願いいたします。右肩に独禁懇 181-2 と番号が振ってあります縦長の資料に沿って説明いたします。

1 ページ目の「はじめに」には全体的な話を書いてありまして、御承知のよう

に独占禁止法の適用除外制度の多くは戦後の時期、昭和 20 年代から 30 年代にかけまして種々の目的から作られております。ですけれども、個々の事業者の効率化努力が不十分になってしまう等々の問題がございますので、その後、必要最小限にする必要があるということで随時見直しを行ってきているという状況です。

大きな見直しとして平成 9 年と平成 11 年に政府全体で見直しを行いまして、一括整理法と俗称しておりますけれども、たくさんの法律を一本の法律で改正するという事で大きく適用除外を減らしました。注のところに小さい字で書いてありますように、ピークのときに 41 法律の適用除外制度があったものが、先ほど申しました一括整理の直前は 30 法律 89 制度だったものを、一括整理によって 15 法律 21 制度と法律の数でいくと半分ぐらい、制度の数でいくと 4 分の 1 弱のところまで大幅に減らしたという状況であります。

国際的に見ても適用除外制度の見直しというのが趨勢になっておりまして、OECD でも支持されていまして、各国とも独占禁止法あるいは競争法の適用除外制度の見直しを行っているところです。

我が国の現状は、今、15 法律 21 制度残っておりまして、これで打止めということではなくて、その後も見直しは続けて行っています。最近では運輸分野に関する適用除外制度について見直しを行っておりまして、1 ページの下に表があります。ここに並べております四つの法律、七つの制度について適用除外があるわけですが、黄色い色をつけてあります国際航空と外航海運の適用除外制度につきまして最近見直しを行ったところですので、その状況について説明いたします。

1 枚めくっていただきまして 2 ページから国際航空の関係を説明いたします。国際航空の適用除外制度につきましては真ん中に注 2 がございますが、平成 11 年の一括整理のときには国際航空の適用除外は残すという整理がされています。そのときには諸外国でも国際航空関係の協定については独占禁止法の適用除外がありますので、国際的調和等との観点から適用除外は維持するということにされましたが、その後、EU や米国で国際航空協定に関する適用除外は廃止するというような見直しが行われたという状況がありましたので、改めて検討することにしたものです。

上の 1 の (1) ですけれども、公正取引委員会で「政府規制等と競争政策に関する研究会」ということで有識者の方をお願いしていますが、その場で国際航空協定について検討をいただきまして、昨年 11 月に報告書を取りまとめていただいています。

結論としては (2) のところですが、国際航空協定をめぐる状況が大きく変化していますので、独占禁止法の適用除外制度を維持することの意味がなくなっているということです。以前はほかの国も行っているからということで残し

ていたという前提が崩れてきているということです。それから逆に本邦航空会社が国際的な展開を図る上で制度が障害になるおそれすらあるということで、国際航空協定に関する適用除外については抜本的に見直すことが必要であるという提言をいただいています。

国際航空協定をめぐる現況が大きく変化しているという具体的な中身ですけれども、2ページの下に参考1)、参考2)とあります。参考1)にありますように最近EU、米国、オーストラリアがIATAの運賃協定に関する適用除外を廃止しました。あと時々新聞に出ましたけれども、国際航空の運賃カルテルをアメリカやEUのイギリスが摘発しているという今の状況があります。日本は適用除外がありますので、この辺は競争になっていないということです。

3ページ目に参ります。先ほどの政府規制等と競争政策に関する研究会から提言をいただきまして、公正取引委員会のほうでは国土交通省に対して を示して独占禁止法の適用除外制度の抜本的な見直しを行ってくださいという要請をしております。

時期が並行しますけれども、規制改革会議のほうでも国際航空協定に関する適用除外が話題になっておりまして、3(1)ですが、平成19年12月には規制改革会議でも適用除外を廃止すべきという答申を出しております。今年の3月の規制改革推進のための3か年計画の改定版では、平成20年のうちに国際航空協定に関する適用除外制度の見直しの検討を開始するという閣議決定がされ、7月には規制改革会議で廃止すべきという答申をいただいています。

手前みそになりますが、先ほどの2ページ(2)のかぎ括弧で引用している部分、政府規制等と競争政策に関する研究会の報告書で提言をいただいた部分と3ページ目の(1)規制改革会議の答申の中のかぎ括弧で引用している部分とは、御覧いただくとよく似た文章になっていまして、政府規制等と競争政策に関する研究会で報告いただいたということは、規制改革会議の議論にも影響を与えたのではないかと考えています。

現状は4ページにあります。国土交通省におきまして今年の8月、「国際航空に関する独占禁止法適用除外制度のあり方に関する懇談会」が作られまして、8月以降、国際航空協定の関係の適用除外制度をどうするかという議論が始まっておりまして、来年3月に報告書の取りまとめという予定になっております。私どもといたしましては懇談会の検討状況をフォローしているところですが、適用除外の廃止に向けていろいろと働きかけは行っていきたいと考えています。

5ページ目の外航海運につきましても下の注3にありますように、こちらも平成11年の見直しのときに外航海運の適用除外制度は維持するという結論になりました。そのときの理由としては、海運同盟は運賃安定効果があり荷主にとっても望ましいのではないかという意見があることと、アメリカ・EU等でも外航海

運の適用除外協定があるということです。最近、E Uで外航海運に関する適用除外の廃止という動きがございましたので、このときも政府規制等と競争政策に関する研究会のほうに外航海運の適用除外制度について検討をお願いいたしまして、平成 18 年の 12 月には報告書をいただいています。

1 の(2)ですが、結論として、定期コンテナ船のカルテルは荷主の利益を阻害している、外航海運で適用除外カルテルを認めなければいけない特殊性がない、E Uも適用除外の廃止という話がある、こういう状況の下では荷主の利益にならない、船社の競争力強化の観点からも悪影響があるということで、適用除外については「一定の猶予期間を設けた上で廃止することが適切」という報告書をいただきました。

6 ページ目の 2 にありますけれども、このときにも ということを申しまして国土交通省のほうに外航海運に関する適用除外制度の見直しを行ってくださいという要請をしております。

その下の「また」のところですが、個別の話といたしまして、外航海運では、運賃を決めた後に為替変動が起きたときに、変動に応じて運賃の割増・割引を行う C A F という制度があります。これについて、30 年前の為替レートをベースにして調整しているというような古めかしい話がございましたので、そのせいで荷主に不利になっているのではないかという疑いもありましたことから、それは見直すべきではないかという働きかけも別途行っております。

7 ページ目、平成 18 年 12 月には、規制改革会議の前身の規制改革・民間開放推進会議というところでも外航海運の適用除外制度については見直すということが答申でうたわれているところです。

国土交通省のほうでは昨年の 10 月から 12 月にかけて、交通政策審議会の中にある国際海上輸送部会で、外航海運の適用除外制度について見直しの検討が行われました。平成 18 年の 12 月に結論が出ていますけれども、平成 20 年 10 月から E U の競争法で外航海運の適用除外の廃止が実際に実施されるというところですので、その影響を見た上でないと日本の適用除外制度の廃止というのはなかなか決断がつかない等々の理由で、引き続き専門的な検討を行う必要があるという結論になっております。

最後の 5 のところの C A F の見直しです。先ほどの為替変動があったときの運賃調整の制度につきましては 30 年以上前の為替レートを使うのをやめる、貨幣の交換比率を見直すということで見直しが行われまして、今年の 10 月から実施されている状況です。私どもとしては C A F の見直しがあったから外航海運の適用除外制度の見直しは終わりというふうに考えているわけではありませぬので、引き続きいろいろと働きかけというのは続けてまいりたいと思います。

8 ページ以降は別紙ということで資料を付けております。適用除外制度の見直

しを国土交通省に申し入れたときの公正取引委員会の発表文や、規制改革会議の答申の関係部分の抜粋というところですので、説明は省略させていただきます。説明は以上です。

根岸会長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして御質問・御意見がありましたら、お願いいたします。

斎藤会員 具体的な提案ができないでコメントだけで大変無責任ではあるのですが、CAFの為替レートはランブイエのときのレートが使われており、ちょっと信じられないと思います。なぜ自動的に一定期間で見直しして時勢に合った別のものにしていくという努力が組み込まれていないのだらうと思いました。規制というのは大体硬直化するものになるのですが、時勢に合わせて常に見直しするような仕組みを作れないのだらうかということを資料を拝見しながら思いました。具体的に提案できなくて大変申し訳ありません。

根岸会長 何か御発言があればお願いします。

東出調整課長 直接のお答えになるかどうか分かりませんが、外航海運につきまして適用除外のカルテルを結びましたというと、船会社は国土交通省のほうに認可をもらいにいくわけです。国土交通省は認可した後に、公正取引委員会にこういうカルテルが出来ました、あるいは変更がありましたという通知をしまいです。私もその中身は見るようにしております、変なことが起きていないかをチェックします。公正取引委員会の仕組みとしてはそうなっています。

先ほどのCAFにつきましても国土交通省から来た通知を洗いまして、1ドル308円という変な話があるということが分かりましたので、国土交通省のほうに「ちょっとこれは変なのではないか」という見直しを働きかけたということで動いています。ノーチェックということにはなっておりませんで、そういう形でおかしなことがあればチェックしていくという仕組みが出来ていますし、その努力は続けていきたいと思っています。ただ、チェックが遅いということについては努力していきたいというところです。

斎藤会員 ノーチェックということは毛頭言うつもりはございません。特に今、変動の激しい時代に、常にチェックする人がいなくても、自動的にチェックするとか変動させるとか、そういう仕組みが作れないものだらうかという疑問というかコメントでございます。

東出調整課長 今回、為替レートがどれだけ動いたかという基準になるレートにつきましては、いつの時点ということで固定するということではなくて、運賃を決めるときの直近の3か月分の平均値みたいなもので、その時々に合わせて一番もっともらしい為替レートをベースにしましょうという形で見直しが行われています。したがって、御指摘の点につきましては、ある程度自動的な見直しみたいなものは組み込まれた形になっているのではないかと思います。

斎藤会員 ありがとうございます。

根岸会長 どうぞ。

井手会員 外航海運と国際航空については政府規制等と競争政策に関する研究会で私も参加してかなり長い期間にわたって議論して提言し、公正取引委員会のほうから国土交通省に申し入れたと思います。外航海運のケースでいきますと、平成 19 年の 10 月から 12 月のわずか 2 ～ 3 か月で作られた、7 ページに出てきているような
の答申に関して、公正取引委員会が申し入れたことに対して国土交通省としてどう考えるかは国土交通省に挙証責任があると思います。けれども、それに対してはきちんと答えていなくて、とりあえず E U で廃止されたのでその動向を見てそこで判断しましょうというのが国土交通省のスタンスで、やはり動向を見ると、いろいろな作業に影響を与える問題ですから、1 年なりかなりの期間をとって見るということになると思います。

公正取引委員会として、政府規制等と競争政策に関する研究会もそうですけれども、いろいろな提言をしたときにかなり時間をかけたから、何となくむなしさがあります。国土交通省が簡単に今後の動向を見ながら判断しましょうとなると、公正取引委員会としても存在意義として、先ほど今後も引き続き働きかけるといふふうに御報告がありましたが、積極的にやっていただきたいというのが感想です。以上です。

根岸会長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

村上会員 まず前提は絶えず適用除外を見直しするというのは大変結構なことだと思います。二つばかり質問があります。国際航空については I A T A でなくてもどっちみち航空会社を乗り継ぎした場合の運輸協定というか、どういう調整で料金配分をするかというような運輸協定みたいなものは結ばなければいけないのかというのと、今はやりの航空会社が一つの飛行機を同時で運航する、いわゆる共同運航というも行われています。それはいわゆる適用除外が無ければできないという解釈なのか、適用除外とは違う次元の話なのか、まずはその辺を伺いたいと思います。適用除外が無くても日本の法制上、その辺は一定程度許されるのか、それとも今の適用除外でカバーされている問題なのかというのがまず国際航空についての第 1 点の質問です。

第 2 点目は確かに海上輸送、特に国際海上輸送は難しい。ただ今は binding effect のないというか、いわゆる拘束力のない運賃ガイドラインというのが定期船航路で一部残っているくらいだと聞いています。そういうのは、E U 競争法の様子を見るということでしたが、E U 競争法でも日本の独占禁止法でも、独占禁止法には適用除外がない場合には独占禁止法違反になるようなものだという認識なのでしょうか、それとも、そうでもないのか。その辺、どんな感触ですかという多少答えづらい質問になるかと思いますがお願いします。

根岸会長 具体的な案件についてお答えいただくのは無理かもしれませんが、参考になるようなお話がありましたらお願いします。

東出調整課長 まず連絡運輸の関係ですが、連絡運輸で何を決めるかという話があると思います。乗継ぎはこうやりますというような手続の協定をするという話と、通しの運賃のような話などいろいろあって、その決め方のことであると思いますけれども、例えば地域の周遊運賃、周遊の路線を作って連絡運輸で一周ということを行うときには、普通の路線別のものとは別の商品ということで適用除外が無くてもうまく行えるということはあると思います。

ただ、ほかのいわゆるアライアンスについては何をどの程度行うか、あるいは誰が行うかということになりますので、アライアンスであるから適用除外が無いとできないとか、アライアンスなので適用除外が無くてセーフであるという話ではないのではないかと思います。

それから外航海運のほうですけれども、おっしゃるように昔の海運同盟の関係については形骸化しているというように実態が移っております。現在効いているのは運賃修復ガイドラインと言われているのですが、ベースの運賃は規制しないけれども、下がり過ぎたので幾らを目安に上げよう、しかもそれは拘束力がなくて任意に自主的に実施するのです、という形の運賃修復ガイドラインが多いということです。拘束力がなくて任意に行うからという話はあるのですが、目安としては業者が集まって決めているという話ですので、びしっと決めてないからということで独占禁止法違反ではないと言っていい問題ではないと思います。

村上会員 もう1点だけ確認します。その辺は逆に適用除外を外したEUの競争法の評価もはっきりしていないということではよろしいですか。

東出調整課長 EUのほうでは今年の廃止のときにガイドラインを出しているのですけれども、アウトかセーフかというのはこういうことを考えて決めるのでオウリスクでやってくださいということで出ています。

根岸会長 ほかにありますか。今、村上委員がおっしゃった中に多分コードシェアというのも入っているわけですね。

村上会員 共同運航ですね。

根岸会長 もちろん中身の問題だと思いますが、多分日本でもコードシェアとは違うんでしょうけれども、以前、羽田 - 伊丹のシャトル便というのがありました。ビジネスマンが、ある時間帯にたくさん人が行くので、一つの便に乗りなかつたから次の会社の便に乗る。そういうときにどこまで協定の内容が認められるかという話がありました。そういう問題は国際的にも多分あるのだと思いますね。

あのときは大分、昔の話だし、正確にどうであったかはよく承知しておりませんので分かりませんが、運賃について何らかの協定をするというのは問題があるというようなことだったと記憶ではありますが、なかなか難しいというか、非常

に便利であり、それから新幹線との競争もあるというような理由がいろいろあるので、全く普通の運賃カルテルと同じように扱うのか、適用除外という規定が無くても、独占禁止法を適用した中でそれをどのように考慮するかといった問題は多分あるのだらうと思います。

今年の新司法試験の問題に出て、あれはなかなか困難だったと思いますが、公正取引委員会の見解も既にあり、かつ考え方も示されていたように思いますが、高速バスが1社ではとても運行できない。それで出発と到着するところのターミナルを持っているものが共同してバスを走らせる。それによって初めて、ある都市間の高速バスが可能になった。なかなか1社ではできないというので複数で行った。そのところでは運賃をどうするのかという問題があった。これは難しいなと思いましたが、どういうふうに運賃を決めるのか、どのような精算を行うのかという問題でありまして、それは国内の問題ですけれども、国際的にも似たような問題があるのかもしれない。適用除外が無くなったからといっても、適用の在り方というのはこれから問題になるのではないかと思います。

翁会員 1 ページの上のほうに「その後も公正取引委員会において残る適用除外制度の見直しを進めている」と記述してございます。今回はこの二つというのは国際的な動向が大きく変化もしてきており、また非常に特性があるわけでもないということで非常に必要な措置であったと思いますが、そのほかの制度につきましては、どういう考え方で適用除外制度の見直しを進めていくおつもりなのかについてお聞かせいただきたいと思います。

東出調整課長 ほかの制度についても独占禁止法適用除外制度は必要最小限にというのが基本的な考え方なのは間違いがないのですが、15 法律あって 21 制度残っているわけですけれども、その中には会社更生法で独占禁止法の適用除外を行っているというのがあります。どういうものかといいますと、会社更生のときに債務を代物弁済というか、株式の現物で弁済してしまうときに、株式の所有の関係につきましては独占禁止法の規制がかかっている部分がありますので、債務を株式で弁済してもらおうと独占禁止法に違反してしまうということが起きないように、そこは適用除外にしているというものもあります。そういうものにつきましては競争にどれぐらい影響があるかという話もありますので、そのためにプライオリティーが低くなるというのがございます。

資料の1 ページの表のところで道路運送法というのが一番上にありますけれども、バスの生活路線を確保するために、地方のほうに行きますとバスの足は必要だけれどもお客さんが少ないので1社だけでは維持できないというのがありますが、そのときには共同経営を適用除外にしています。これにつきましても競争への影響がないわけではないと思いますが、諸般の事情を考えると、こういうものについては適用除外を残すこともやむを得ないかなというところはあるかと思

います。

国際航空、外航海運につきましても平成 11 年ごろは残しても仕方がないかなと思っていたのが、その後に事情が変わりまして、先般見直しということで提言したこともございます。この後、バスの生活路線みたいなものをどうするかということについても、世の中がどう変わっていくかということ踏まえて、基本は必要最小限ということいろいろ考えていくということかと思っております。

根岸会長 ほかによろしいでしょうか。それでは 3 番目のテーマに移ります。3 番目は消費者取引及び下請取引の適正化への取組ということです。笠原消費者取引課長と林企業取引課長の 2 人から御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

笠原消費者取引課長 消費者取引課長の笠原です。よろしくお願いいたします。私からは消費者取引の適正化について本年度の上半期の状況につきまして説明いたします。右肩に独禁懇 181-3 とある平成 20 年度上半期における景品表示法の運用状況及び消費者取引の適正化への取組という資料、10 月 28 日に公表したのですが、これに沿って説明を申し上げます。

4 ページ以下の本文のところを用いたいと思います。まず、第 1 の景品表示法の事件の処理状況です。上半期における処理件数は排除命令 21 件、警告 7 件等、計 271 件でございます。前年度排除命令につきましては、表示事件では過去最高の件数になった前年度の同時期が排除命令 22 件、警告 0 件等、計 261 件ということですので、同水準あるいはそれ以上の水準ということで引き続き積極的に、厳正な対処に努めています。

また 10 月に入ってから排除命令と警告各 1 件が行われているところです。これらの排除命令、警告は表 1 にありますように、いずれも表示事件に係るものでして、表 2 のところに法条別の内訳がありますけれども、ほとんどが第 4 条第 1 項第 1 号の優良誤認の事案です。具体的な個別の内容については詳しいことは省略いたしますけれども、大まかな概要が 5 ページ以下に出ていますので、幾つか取り上げますと、まず排除命令の（１）イにありますコピー用紙の古紙配合率に関する事件があります。消費者における環境志向に訴求する表示についての不当表示事案だったということで相当大きく取り上げられた案件です。

それからアは瘦身効果、エは除菌等の効果・効能に関する案件です。これらもやはり消費者の関心の強い事項に関するものです。

それから第 4 条第 1 項第 2 号の有利誤認についての不当表示事件の排除命令は 6 ページにありますが、上半期では 2 件です。いずれも電気通信分野で、IP 電話のサービスを利用するために通話料とは別途必要になる料金を伴うサービスや、あるいは特定の料金プランの適用を受けるための必要な条件についての記載が無い、あるいは記載があるけれども、離れたところに非常に小さな字で書いてあってよく分からないものであったということが問題にされたものです。

それからイのオール電化 ,これは 10 月になってからの事件でありますけれども ,オール電化住宅で電気代が年間 10 万円得になる等 ,表示していましたが ,それに必要な機器等の費用についての表示がきちんとなされていませんでした。

このほかのものとしては 6 ページ以下の原産国告示についての不当表示案件 ,不動産のおとり広告の事件といったようなものがあります。

景品表示法は御案内のとおり ,都道府県知事も指示する形で違反行為に対する措置の権限を持っておりまして ,これが 7 ページにありますとおり上半期では 7 件行われております。前年同期で 6 件でございましたので ,同じような数値ということです。中身はほとんど食品表示に関するものです。

次に資料 8 ページ ,第 2 とありますところからは違反事件以外の消費者取引の適正化への取組状況についてまとめている部分です。

2 の公正競争規約につきましては本年 4 月に食用塩の表示の規約が新設されています。規制緩和がなされてから 10 年ぐらいたっていますが ,地域 ,原料 ,あるいは製法等の様々な独自性を訴求した表示が広くなされてくる中で ,そういうものについての適正化を図るということで ,業界において取り組んで規約の新設が認定されたものです。

それから 3 のところで表示に関する実態調査というものを挙げています。毎年テーマを選んでいろいろ行っておりますが ,本年度は個別商品としてペットについてのもの ,それ以外に業種横断的な切り口として行ったものとして No.1 表示と見にくい表示に関する調査をやっております。

例えば 9 ページの見にくい表示について申しますと資料にもありますように ,高齢化の進行に伴って ,断り書きの表示を見る消費者にとって ,より見やすいものにするということが求められています。読みにくさを感じる人が増えていることもありますし ,また先ほど事案の紹介でも申しましたように ,メリットを表示するときの限界や制約 ,附帯条件 ,打ち消し表示あるいはデメリット表示と呼んでおりますが ,そういうものがきちんと伝わるように示されていないということが問題にされている場合が相変わらず多いということも踏まえて ,見やすさあるいは明瞭性という観点での表示の在り方について ,消費者モニターアンケートも踏まえながら整理してみました。

次に資料 10 ページ 6 に諸外国との連携等と書いてありますが ,消費者保護機関が構成する I C P E N という組織がございます。ここで ,もう 10 年くらいになりますが毎年 International Internet Sweep という取組をしています。インターネット広告についてテーマを決めて情報収集する。そして問題のあるものについては啓発メールを送る等の対応をします。

今年は 9 月に行っておりまして ,大きなテーマの中で具体的なテーマを各国の各当局が決めますが ,当委員会としては電子商取引における体験談 ,アンケート

調査結果等に関する表示というものをテーマに行っております。現在報告されたものについて整理しているところです。

それから最後に景品表示法の消費者庁への移管につきましては簡単に御紹介したいと思います。資料 11 ページの下の方、第 3 のところです。6 月 27 日に閣議決定されました消費者行政推進基本計画におきまして景品表示法については所要の見直しを行った上で消費者庁に移管するということが決定されています。

消費者庁の設立と景品表示法を含む 29 の法律の移管(一部共管)のための法整備の準備がずっと行われてきておりまして、消費者庁の組織・任務・所掌について定める消費者庁設置法案、それから消費者生活センターの位置付け、あるいは、いわゆるすき間事案への対処の仕方を定める消費者安全法案、更には消費者庁に移管される法律を一括改正するための消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、この 3 本の法律案が 9 月 29 日に閣議決定されて、国会に提出されています。現在、審議入りを目指して調整中ですが、具体的な日程が固まるにはまだ至っていないというのが現状でございます。

この景品表示法の改正につきましては整備法の中に盛り込まれておりまして、消費者庁が運用する法律にふさわしいものにすべく、法律の目的につきましては最後 11 ページの一番下のところにありますように一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため阻害するおそれのある行為の制限禁止を定めるということに変えています。

さらに内容につきましては 12 ページに簡単に書いてありますが、禁止行為の範囲の決定、違反行為の措置は内閣総理大臣の権限とすること。それから公正競争規約につきましては公正取引委員会と内閣総理大臣の共同認定という形にするということでございます。

ただ、もともと不公正な取引方法としての不当表示等の位置付けというのは現行法のもとでも消費者の適正な選択の阻害ということになりますので、基本的な規制の範囲等を変えようとするものではありません。異質なものと変えようとするものではないということでもありますので、にありますように今ある告示等あるいは規約については、施行後も新しい法律に基づく告示あるいは認定の受けた規約とみなすという形の経過措置が盛り込まれております。

私からの説明は以上です。

根岸会長 それでは下請法関係についてお願いします。

林企業取引課長 企業取引課長の林でございます。私のほうからは下請法等の現下の運用状況ということで、ペーパーにつきましては右上に独禁懇 181-4 と書いてあります平成 20 年度上半期における下請法等の運用状況及び今後の取組に即して説明いたします。また 1 ページ目と 2 ページ目は概要ですので飛ばしまして、3 ページを御覧ください。

最初に書面調査の実施状況です。こちらにつきましては皆様御承知のとおり、下請取引の性格上、下請事業者から下請法違反容疑がなかなか出てこないということがありますので、公正取引委員会としては親事業者及びその下請事業者に対しまして調査を実施しています。具体的には親事業者に対しましては資本金 1000 万超の 3 万 4181 社に対して親調査、下請事業者 16 万 230 名に対して下請調査を実施しています。

この実施に当たりましては工夫しておりまして、それが 2 のアに書いてあります。下請事業者から下請法違反容疑を回答いただけないということがありますので、公正取引委員会として情報の管理をしっかりやっている点、そして減額された場合にはこのくらい返還されていますという不利益の回復状況を見ていただいて、是非書面での御回答をいただきたいというふうに考えております。

1 ページめくって 4 ページ目ですが、申告の関係です。申告の関係ということで新規着手件数を第 2 表に経年別を書いてありますが、御覧いただくと年々増えているのが実態かと思えます。平成 20 年度上半期につきましては 79 件の着手ということです。申告しやすい環境を整備するということも大事なことでございまして、先ほど申し上げましたように情報管理をしっかりしているところを下請事業者向けのパンフレットに記述し配布するというような工夫をしてきています。

また 2 番目が違反被疑事件の処理状況です。まず新規着手状況につきましては 1,958 件の着手をしました。端緒を見ますと書面調査によるものが 1,879 件、申告によるものが 79 件ということです。

それから処理状況については処理した件数は 1,966 件、このうち 1,805 件について措置を講じておりまして、内訳は勧告が 6 件、警告が 1,799 件という内容です。

次の 5 ページを御覧いただきますと一番上にあります第 4 表は下請法違反行為の類型別件数です。こちらにつきましては各違反行為類型と製造委託等、役務委託等に分けて整理していますが、目立つところだけ申し上げますと、手続規定というと書面交付義務違反が圧倒的に多い。実体規定の方でいうと支払遅延が大きな割合を占めているということが言えるかと思えます。

それからその下に勧告事件及び警告事例ということで、先ほど申しましたように勧告につきましては上半期 6 件行っておりますが、こちらの概要については別紙 2 ということで 10 ページ以降に掲載していますので是非御覧いただければと思います。あと警告した事件についても 12 ページ以降に掲載しています。

6 件の勧告の中身を見ますと 5 件が下請代金の減額事件です。1 件は松風屋に対して勧告を行っているわけですが、これは製造委託等に関する違反です。残りの 1 件については道路貨物運送事業者による購入強制事件で、購入強制

事件に関する初の勧告事案でございます。

それから（４）の下請代金の減額事件につきまして、減額分の返還による原状回復措置を講じています。また支払遅延事件につきましては、親事業者に対して遅延利息を支払うように指導しています。その実績を積み上げたものが第５表と第６表です。

第５表ですが、今年度上半期におきましては返還を行った親事業者数が 27 社、返還を受けた下請事業者数が 589 名、返還総額が 23 億 5446 万円ということで括弧内が前年同期ということで前年同期と比べて大幅に増えているということで、こちらにつきましては遅延利息の支払状況について見ても、支払総額で見ますと今年度上半期は 9304 万円、前年同期では 4187 万円ということでした。

１ページめくっていただきまして６ページです。下請法違反の事件についてフォローアップをどうしているかということですが、平成 17 年度と 18 年度に行った勧告については遵守状況についてフォローアップ調査というものを実施しているところです。

それから３番目は大きなところですが、御承知のとおり今年 8 月に政府全体として安心実現のための緊急総合対策という緊急経済対策を策定しましたが、この中に私どもの関係で申しますと下請法・独禁法の厳正な運用という項目が入っています。公正取引委員会としてその具体的な対策を検討しました。その結果につきましては、10 月 1 日下請事業者支援特別対策ということで対外報道をさせていただいています。中身につきましては後ほど説明いたします。

４番目は下請法等の普及・啓発ということです。法執行を厳正に行うということと、下請法の普及・啓発を通じて違反行為を未然に防止するということは車の両輪であろうかと思いますが、普及・啓発につきましてもこのような取組を行っているということがこちらに書いてあります。

一つ目は相談の受付。いろいろなお問い合わせがあるわけですので、上半期につきましては 4,624 件に対応しました。あと法律を知りたいというお求めがございますので、事業者団体等が主催する講習会に講師の派遣を実施しております。

それから下請取引改善協力委員という制度がございまして、こちらにつきましては地域の下請取引にお詳しい方になっていただいています。今年 6 月に各地区ブロックごとに協力委員会議を開催して、最近の下請取引の状況についていろいろ御説明いただき意見交換をさせていただきました。その内容については 7 月に概要を公表しております。

５番目は物流特殊指定の運用状況ですが、荷主と物流事業者の運送委託等の取引について特殊指定というものを定めておりますので、その運用状況についてです。こちらについては物流特殊指定の遵守状況を監視し、違反の疑いのある情報の提供を求めるという観点から、今年 3 月 28 日に物流事業者 2 万 8000 社余りに

特別調査を実施しております。これについては精査を引き続きやっているところですが、9月末日までの間に特殊指定違反につながるおそれのある行為が見られた荷主3社に対して注意を実施しました。これまでが上半期の取組です。

今後の取組ということで説明いたします。7ページを御覧ください。先ほど説明したとおり、緊急総合対策を受けて公正取引委員会として具体化を行いました。大きく分けて五つの柱で立てております。

一つ目は特別実地検査の実施です。先ほど申しましたとおり基本的には違反行為の発見のため、親事業者、下請事業者へ書面調査を実施していますが、親事業者で御回答いただけない方がおられます。それらの方を洗いまして、過去複数回、正当な理由なく御回答をいただいていない親事業者の事業所に赴きまして、書面調査の回答を求めるとともに、違反の事実の有無を調査します。それが特別実地検査ということで今月実施をしたいと考えています。

それから二つ目が草の根下請懇談会の新規開催です。先ほど申しましたように法律の周知が非常に重要なわけございまして、比較的親事業者、大規模な方を中心に周知してきておりますが、今回は下請事業者の方に下請法の内容を十分知っていただきたいということ、下請事業者の方から直接生の声をお聞きしたいということ、併せまして、申告についても奨励していくということをねらいとして全国50か所程度、基本的には各県1か所、できれば県庁所在地にとらわれずに、第2、第3の都市であっても中小企業が集積している場所で開催するというところで現在準備を行っているところです。

三つ目は下請保護情報ネットワークの新設ですが、これは御承知のとおり下請法の運用については公正取引委員会と中小企業庁が連携して行っています。それ以外の行政機関におきましても下請法違反の情報を把握できる可能性があるということとして、関係行政機関からそのような事実を把握した際には当委員会のほうに通報していただくという仕組みを新設します。

具体的に進んでいますのは現在、厚生労働省の労働基準監督機関で働く職員は全国2000余名おりますが、この労働基準監督機関と今話をしておりまして、労働基準監督署等が企業を調査した際に違反の事実ありということであれば、しかるべきスクリーニングの後に私どもに通報していただくということで、そろそろ始められるという状況まで準備が進んでいます。

四つ目に重点的な業種調査の実施です。これにつきましては、リソースが限られているわけですが、リソースを傾斜配分いたしまして、過去に特に違反が多かった業種への監視を強化するという観点からそこに重点配分することです。現在、3業種程度を選定するというところで作業を進めております。

最後にトップマネジメント・ヒアリングです。下請法違反はいろいろな背景から生じていると思いますが、一度指導しても再度違反される事業所が実際ありま

す。違反が起こる背景にはさらにコンプライアンス体制なりを十分整備していただけていないという状況があるかと思います。このようなことを是正するという観点から、8ページにあるように各企業のトップの方にお越しいただいて、公正取引委員会として下請法遵守に係る取組を十分ヒアリングして、問題があれば再発防止の徹底を強く求めています。このような五つの柱を11月以降に実施してまいりたいと考えています。

さらに3番目で下請取引適正化推進月間として、今月11月から私どもが重点的に適正化を推進するということで行っております。標語も毎年定めていますが、今年は『下請法 知らなかったじゃすまされない』守って築く会社の信用」ということでポスター等にも記載して皆さんに周知を図っているところでございます。具体的なアクションとしては中小企業庁と共同して下請法に関する講習会を47都道府県58会場ということで現在正に実施しております。

(2)の下請法遵守の要請文書の発出というのは、毎年年末になると下請事業者の資金繰り等が厳しいということがありまして、その対策として親事業者と事業者団体を含めて下請法の遵守の徹底について要請します。これも11月中にも発出できるように現在準備を進めているところでございます。

以上のような取組をしっかりと行うことで下請法の厳正な運用にしっかりと努めてまいりたいということです。以上でございます。

根岸会長 ありがとうございます。それでは消費者取引の問題と下請取引の問題、二つについて御説明いただきましたので、御質問なり御意見がありましたらお願いいたします。

山崎会員 お願いになるかと思いますが、今御説明いただいたように支払遅延や買いたたきなどはずっと行われています。これは古くて新しい問題で、大変難しい問題だと思いますが、公平な取引が行われて、親事業者あるいは下請事業者がお互いに適正なメリットが出れば一番いいわけですが、なかなかそういう状態にないわけです。公正取引委員会でもいろいろ細かい施策をしていただいて大変感謝しております。私どもは中小企業庁の支持を得て、全国中小企業取引振興協会と連携し、下請法あるいは下請ガイドラインの説明会を全国規模で実施し、普及に努めているところです。

いずれにしても下請振興協会の方にも駆け込み寺というのが作られておりまして、かなりの相談が寄せられているという現状があるようです。下請環境というのがかなり変わっているものですから、公正取引委員会におきましても今後とも継続的に調査をして、監視していただいて、適正な取引が行われるように、不公正取引が未然に防げるようにひとつ強力な御指導を今後ともいただきたいというお願いでございます。よろしく願いいたします。

根岸会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

前回からそうですけれども、景品表示法の消費者庁への移管というお話がありますが、これは法律案が出ていますが、審議が行われたことはあるんですか。

笠原消費者取引課長 まだしておりません。

根岸会長 もし法律が出来ますと、具体的にはどうなるのですか。景品表示法を担当している人が消費者庁に移るわけですか。

笠原消費者取引課長 細かい移管の組織の範囲については調整が残っているところがありますけれども、基本的には消費者取引課等が、消費者庁のほうに移って行って、消費者庁として景品表示法を執行します。ただ、調査の一部の権限につきましては、特に地方機関を活用するという観点から公正取引委員会への権限の委任を行うということになっております。これはＪＡＳ法や食品衛生法など他の省庁が持っている分についても同様です。

萩原会員 景品表示法に関連してですけれども、消費者庁に移った段階で、もし消費者庁の行政決定に例えば排除命令があって、それに不服があったという場合は通常の行政の不服申請をすればよろしいわけですか。というのは、審判手続がなくなるのかということを端的に聞きたいわけです。

笠原消費者取引課長 改正される景品表示法の中には審判手続の規定は設けられていませんので、一般の不服申立ての手続ということになります。

斎藤会員 下請法のことでお伺いしたいのですが、今ですと外国人の方が該当するケースも多くなってきているのではないかと思います。日本語以外の言語での取組というのはしていらっしゃるのでしょうか。

林企業取引課長 基本的には外国人の方にどういう対応をしているかというのは私どもでは承知していませんが、当然法律を理解していただかなければ法律を守れないわけですから、周知のところまで含めてきちんと対応すべき問題だと考えています。

根岸会員 多分外国語でやっているわけではないですね。

林企業取引課長 そうですね。

根岸会長 確かに下請法という法律はどこの国でもあるというわけではないので、そういうことが問題になるかもしれませんけどね。ほかによろしいですか。

高橋会員 景品表示法関係に関してお伺いします。消費者取引適正化への取組ということをしていろいろ行っていて、その中でも表示の実態調査を積極的に行っていていらっしゃるということで結果も拝見しました。

ただ疑問なのは、せっかく景品表示法の考え方を整理・公表していらっしゃるのですが、それが事業者にもどういうふう伝わっているのかというのが御説明やホームページではちょっと読み取れないんですね。消費者取引の適正化というと、消費者団体に対していろいろな消費者教育という意味で教育したり、あるいは意見交換したりしていらっしゃるようですが、事業者との関係はどういうふうになっているのか教えていただけますか。

笠原消費者取引課長 事業者との関係は、例えば公正競争規約の実施団体の連合体である公正取引協議会連合会等で事業者の関係者を集めて、あるいはそのほかのいろいろな業界団体等の依頼に応じて景品表示法の説明会を行っております。その中では、法制だけではなくて具体的な事例と留意点、あるいは先ほど紹介したような調査結果についても紹介して意識を高めてもらうということをしています。資料に付いていませんが、その辺の活動はいたしております。

高橋会員 ただ公正競争規約はそんなに数として増えていなくて、新しく作るところとやめるところと出ているのでしょうかけれども、そちらに御依頼していらっしゃる団体よりも、規約も作っていないし、積極的に公正取引委員会にアクセスしてこないところがいろいろな問題を起こしているようにも感じるんですね。

ですから消費者に教育していただくのも結構ですけども、事業者に対してもう少し積極的に活動していただけないかというところが要望でございます。アンケート調査を見ても考え方を整理するということが目的になっているということと、そこに書かれていることが望ましいとか、そういうふうな表記にとどまっていて、実際にもう少しインパクトのある形で事業者の方々に景品表示に対する適正性を自覚していただくような活動をしていただかないとモグラたたきに終わってしまうような気がいたしますので、そのあたりをお願いしたいということです。

笠原消費者取引課長 御指摘の点については積極的に行っていきたいと思います。先ほど事業者団体と申しましたのは、規約の運用団体に限らず、ほかの団体もございます。それからこれも受け身ではありますけれども、年間2万件以上の事業者からの事前の相談がありますので、そういう中できちんと分かってもらうということをしているということです。

それから調査について望ましい等の云々とありましたが、ある意味でここまでやれば安心ですよということを示して、法律上の白黒ぎりぎりのところよりも、もう少し、より適正な表示をすることを考えていただきたいという観点で、むしろレベルの高いものを示すということでそのようにしているという観点もございます。

根岸会長 よろしいですか。それでは今日御用意いただきました三つのテーマについて一応終了いたしました。この三つのテーマのいずれかについて御意見・御質問がありましたら出していただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

それでは本日の議題は以上ですが、そのほかに事務局の方から御発言がありましたらよろしく願いいたします。

山本審査局長 審査局長の山本でございます。本日の議題ではございませんが、今日お手元にお配りした封筒の最後の資料に一枚紙で亜鉛めっき鋼板製造販売業者に係る価格カルテル事件に係る告発についてというものがございまして、それを見ていただきたいと思います。

説明いたしますと、亜鉛めっき鋼板は住宅の屋根などに使われる鋼材で、公正取引委員会として価格カルテル事件について調査を行ってきたところですが、本日検事総長に刑事告発いたしましたので報告させていただきます。

告発いたしました会社は一枚紙の裏側に1番2番3番ということで日鉄住金鋼板、日新製鋼、淀川製鋼所の3社についてです。1枚元に戻っていただきまして2番の「告発の根拠」の「事実」というところですが、今申し上げた亜鉛めっき鋼板につきまして、会社が平成18年4月から6月まで東京都内で会合を開催するなどして価格をキロ10円、トン当たり1万円の引上げについて価格カルテルを行っていたということで本日告発いたしました。以上でございます。

根岸会長 ありがとうございます。何かございますか。

レイク会員 質問にお答えいただいたことについてまたコメントがあるかもしれませんが、この件について今朝、日経新聞に記事が出ていたと思いますが、記者に対する発表は何時に行われているのでしょうか。

山本審査局長 この件につきましては今日の昼に新聞発表をしております。

レイク会員 コメントなのですけれども、またさらに補足の御説明があればお願いいたします。広報の説明の仕方とタイミングですけれども、独占禁止法に違反する犯罪行為については、その摘発は徹底的にやるべきだと私も思うわけですが、今日のテーマの東アジアにおける競争の整備状況という意味で考えた場合に、日本がアジアの中でもベストプラクティス、そして代表する競争当局として今後注目を浴びると思いますが、例えば日本の企業が中国で摘発を受けるかもしれない。また法の執行を受けるときに、どういう形でそれが新聞報道されていくかということは企業活動をしていく上ではビジネスに大きなインパクトを与えることだと思います。

その意味で新聞発表のタイミングの前に情報が出てしまう、どこかがすっぱ抜けば記事になるので書いてもらうということがよくあることですが、法執行する当局としてそういう方針があるのかないのか。ないとすれば、情報管理ですね。先ほどお話しになっていた下請の話もそうですけれども、情報をしっかりと管理しなければいけないはずが、どんどん出てしまうということでは、情報管理ができていないということになってしまうと思います。これが海外、特に中国等で今後行われたときの影響などを考えたとき、日本企業に対してネガティブな対抗策の一つの方法として利用するとはまさか考えているとは思わないのですが、そうであれば今後どうするのかというのは法執行の当局として、議論または政策を徹底させていく必要があるのかもしれないと思いますので、何かコメントがあればまたお願いします。

山本審査局長 おっしゃるとおり今日の記事なりにも出ております。これは私どもの方針があるのかということであれば、今申し上げましたとおり、記者発表を行いまし

たのは今日の昼ですから、私どもとしてそれ以前に公表しておりません。ただ、こういうふうに予測記事といいますか、そういうものが出ることはございますので、情報の管理については我々審査局内だけでなく公正取引委員会全体として非常に注意しているところです。

ただ、世界的に各国の競争当局が取り上げている事件についても同じですけれども、どうしても事前に推測記事なり予測記事が出ることはございますので、今後ともそこは十分気をつけていきたいと思います。

根岸会長 ほかによろしいですか。それではどうもありがとうございました。最後に竹島委員長からお言葉をいただければと思います。

竹島委員長 今日は寒い中を長い時間、本当にお付き合いいただいてありがとうございました。今回は私が特に申し上げたいことはありません。法律改正も残念ながら通常国会に提出したものが一度も審議されずにこの臨時国会に継続審査になっておりますが、独占禁止法改正法案が審議される気配がないわけでございまして、そうなりますと、来年の通常国会に出し直しをしなければいけないものではないかというふうに考えています。

その場合は審判制度の見直しについても具体的な答えを出さなければいけないだろう。ところがどんどんどんどん暮れが迫ってくる。来年の通常国会では3月の半ばには改正案を出さなければいけないので、それまでの間に事実上、いろいろなところと決着を見なければならぬということで、さて困ったものだというのが率直なところです。

一方、事件処理はおかげさまでリニエンシーの威力もあって、これも新聞に書いてあるからと言ってはまたレイクさんに怒られるかもしれませんが、今日、刑事告発した事件もリニエンシーなんですね。価格カルテルというのは談合などよりも経験的には解明が難しいらしくて、たしか価格カルテルに関しては17年ぶりの刑事告発なものですから、それ以外のものはもちろん行っているわけですが、やはりリニエンシーの効果はここにも出てきているなというふうに思っています。

それから消費者庁の話は、これも早く言えば御承知のとおり政局絡みになっていまして、相当延長しなければ通らないだろうと思いますね。そうすると来年も我々は景品表示法を公正取引委員会で扱っていかなければならないということでございます。法案が通った場合には約40名の職員が公正取引委員会から消費者庁のほうに移管されまして人も派遣されます。出向という形態になるだろうと思いますが、消費者庁になったからパワーダウンするということはあってはならないわけで、むしろパワーアップするぐらいのつもりで新しいところで行ってまいります。

ただ1点、改正法については不当表示について課徴金を課するという案が国会に

提出されていますが、消費者庁に移管された場合にはそれは引っ込めるということになりました。これはほかの法律との絡みで課徴金を持っているものはほかはないわけですね。ほかに移管される法律が全部で 29 本あるのですが、全部横断的に見て、どのような行政的な制裁がよいのか考えるということです。

また消費者の被害というものに対してどういうふうに救済するのかということを見た上で改めてちゃんとした答えを出しましょうということになりました。それはそれで正論だと思いますので、景品表示法の不当表示はいったん引っ込めるということになっていますが、そもそもそういうことも含めて法律案が通るという確実性は今ありません。それはやってみなければ分からないということでございます。

それからレイクさんが耳の痛いことをおっしゃいました。日本の場合はいろいろなことでマスコミが追いかけていて、公正取引委員会の職員がこうだよなんてことは言っていないと私は自信を持って言えるのですが、何か今日は職員がいないな、では、どこか立入検査に行ったんだろう、どこだどこだと探しているうちに網にかかって、企業側から、公正取引委員会が来ましたよということがありまして、それが積み重なると、結局マスコミに暴かれてしまうということなんですね。

ですから今日、公正取引委員会が正式に記者会見したのは昼間のこの会合の直前なわけで、ニュースにも出ておりましたが、しっかりしなさいと言われてもなかなか難しいので、是非レイクさんに教えていただきたい。関心が持たれば持たれるほどマークされて情報が出てしまう。推測記事がだんだん詳しくなってきた、それにうなずいたりするのがいるものだから、ますます確度が上がるということが繰り返される。恥ずかしいことですが、本当にしっかりしなければいけないと思います。アメリカがなぜマスコミも関係者も口が堅くて教えてやりたいという気持ちを抑えとどめられるのかというのは、むしろ教えていただきたいと思います。罰則がそんなに厳しいわけじゃないはずなんですね。

根岸会長 ではどうぞ。

レイク会員 私は決して委員長をお叱りするような立場ではありませんのでコメントだけです。お教えすることももちろんできないのですが、ただ罰則は大きく機能していると思います。もちろんアメリカの政府もヨーロッパの政府もリークはあり、それについて確認した上で記事が出るのだというふうに思いますが、そういう意味で、それがもし外に出た場合に徹底的にそのソースを捜査するということも含めて政府内での情報コントロールの在り方についてのアプローチとして、それが抑止効果になるので、どんなに家に追いかけてついてきても、記者にボロッと話をしないというふうになっているのだと思います。

それを日本がしていないと言っているわけではありませんし、公正取引委員会がそれをしなかったということではなくて、ほかの省庁を見ているとこれはよく

あることです。実際に細かく書かれている内容が推測記事とは到底思えないような記事であった場合に、やはり全然違うレベルでの内部管理体制のチェックというものが問われなければいけないと考えます。企業であればそうだと思いますし、公的な機関であれば更にその責任が重いと思います。

広報活動をしてはいけないと言っているわけではありません。記事が出た後に徹底的にこれはこういう形でリエンシーによりチェックされたなどというのはどんどん報道されるべきだと思います。しかし、今朝記事が出たということを今後どういうふうに議論するのか、またコントロールの在り方について、米国だけじゃなくてその他の国々とのベストプラクティスの共有で、日本が実行することがアジアの中での模範として一番求められていることの一つになるのではないかといったことが今後の課題になると思います。中国は政府が新聞をコントロールしているわけですから、全然違う意味で操作することができ、この点については今後、日本企業にとって必ず大きな課題になると思います。

根岸会長 委員長よろしいですか。

竹島委員長 はい。ありがとうございました。

根岸会長 どうもありがとうございました。今日の会議はこれで終わります。

(了)